

釜石市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画 概要版

1. 計画の基本的事項

■計画の位置づけ

- 老人福祉法に基づく「老人福祉計画」と、介護保険法に基づく「介護保険事業計画」を一体的に策定するもの。
- 今年度策定中の「第六次総合計画」と「地域福祉計画」を上位計画とし、各部門の諸計画との整合性を図りながら取組みを進めていくための計画。

■計画の期間

令和3年度から5年度まで（3年間）

2. 現状と課題

- 65歳以上及び75歳以上人口 → 減少傾向
- 高齢者単身世帯の増加 → 1,724世帯 (H12国勢調査) → 2,675世帯 (H27国勢調査) → 951世帯増加
- 高齢化率R2.9末(39.8%) → R3(40.2%) → R7(41.6%) → 65歳以上人口は減少するが、総人口の減少幅の方が大きいので、高齢化率は増加する見込み (R2.9末住基及び高齢介護福祉課独自推計)
- 要介護認定者数 → 近年減少傾向 → 今後は、ほぼ横ばいで推移するが、高齢者の減少幅の方が大きいので認定率は増加する見込み
- 日常生活に支障をきたすような症状等が見られる「ランクⅡ」以上の認知症高齢者が増加傾向 → 要介護認定者に対する割合も増加傾向
- 保険給付費 → 年々増加 → R元年度は前年度比約73,000千円増 → 「受給者1人あたり給付費」の増加
- 特別養護老人ホームへの早期入所が必要な方26人 (R2.4.1現在) → 入所待機者の解消が課題
- ニーズ調査(重点を置くべき高齢者施策)
※調査対象: 要介護認定者を除く65歳以上2,000人
①高齢者の外出を支援する移動手段の確保(35.2%)
②病気や介護・認知症にならない予防対策(34.9%)
③在宅サービスの充実(25.8%)
- ニーズ調査(介護が必要になった場合の暮らし方)
①自宅での生活を希望(49.5%)
- 在宅介護実態調査(在宅生活の継続に向けて、介護者が不安に感じる介護)
①認知症への対応(31.4%)
②外出の付添い、送迎等(23.5%)
- 介護支援専門員調査(充実させるべきサービス)
①訪問介護(外出、配食、見守、地域格差是正等)
②ショートステイ(緊急時等)

●ニーズ調査(介護保険料とサービスについて)

- ①保険料があまり高くないように考慮し、介護施設の整備や在宅サービスの充実をすべき(45.5%)
- ②保険料がこれ以上高くないよう、介護施設の整備や在宅サービスを見直すべき(43.5%)
- 介護サービス事業参入意向調査(スタッフの充足状況)
 - ・十分確保されている(45%)
 - ・支障はないが増員したい(33%)
 - ・支障があり受入れを制限している(22%)

3. 基本理念

あらゆる人の幸せをみんなで考えつくるまち

◆基本理念の趣旨◆

高齢者が、住み慣れた地域で、安心して自分らしい生活を送るためには、人や地域とのつながりと支えあいが必要で、支える側も支えられる側も、地域のコミュニティの一員として希望を持って明るく生活を続けられることが理想です。

4. 計画の基本施策

基本施策① 地域包括ケア体制の充実

- 高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域包括支援センターと生活応援センターを中心に関係機関と連携を図りながら、自立支援・重度化防止と地域のさまざまな社会的資源と連携した支えあいの地域づくりを進めます。

基本施策② 安心できる生活の実現

- 介護を必要とする独居高齢者、認知症高齢者などさまざまな高齢者に配慮し、住み慣れた地域の中で尊厳が守られ、自分らしく暮らし続けられるように共生社会の実現を目指します。

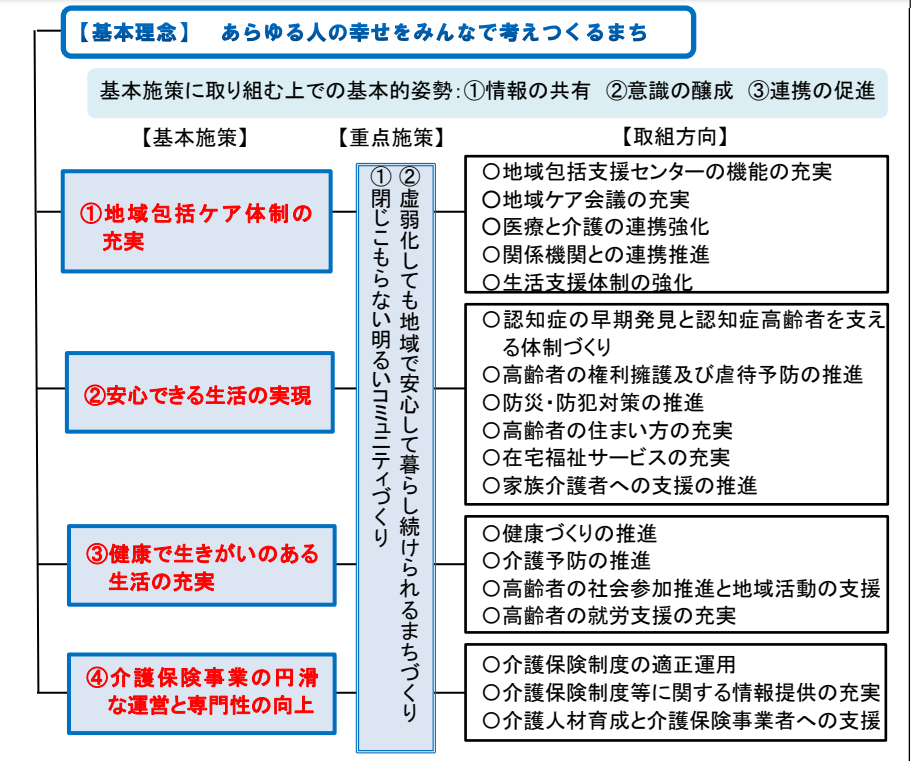
基本施策③ 健康で生きがいのある生活の充実

- 高齢者がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、健康増進や自立支援・重度化防止に向けた取り組みを進めます。
- 高齢者が生きがいや家庭・地域での役割を持ち、より多くの人と交流を持てるよう、高齢者の社会参加や就労を支援します。

基本施策④ 介護保険事業の円滑な運営と専門性の向上

- サービス基盤の整備や介護人材の確保及び離職防止に取り組むなど、サービス提供体制を確保するとともに、相談支援や職場環境改善への働きかけ等に取り組めます。
- 介護給付の適正化に取り組む、介護保険制度への信頼を高め、介護保険運営の持続可能性を確保できるように努めます。

5. 施策の方向



6. 重点施策

本市では、「地域包括ケアシステム構築に向けた行政・住民・医療介護・福祉のあり方についての提言」として東京大学高齢社会総合研究機構から平成28年に2つの戦略(「閉じこもり予防戦略」と「安心戦略」)を含めた提言を受け、令和7年(2025年)を見据えた行政・住民・医療介護・福祉のあり方について協働で検討を進めてきました。

この流れを受け、第7期計画に引き続き、本計画においても、2つの戦略を重点施策として明確化し、基本施策の確実な推進を図ります。※裏面に関連事業の概要を掲載しています。

閉じこもらない明るいコミュニティづくり「閉じこもり予防戦略」

社会とつながることが高齢者の自立度低下、虚弱化の予防に効果があることから、「介護予防」に着目し、人とのつながり、社会とのつながりを重要視したまちづくりを進めます。

虚弱化しても地域で安心して暮らし続けられるまちづくり「安心戦略」

虚弱化しても地域で安心して住み続けられるよう、在宅医療の普及とあわせて、日常生活圏域ごとに高齢者への在宅サービスの提供体制を整え、「在宅生活の限界点」を引き上げるまちづくりを進めます。

7. 重点施策における関連事業

◆閉じこもらない明るいコミュニティづくり

関連施策と取組方向	関連事業（概要）
基本施策3 ・介護予防の推進	・一般介護予防事業（いきいき100歳体操）健康づくりや介護予防の必要性を地域に周知するとともに、住民主体による介護予防の取り組みを支援 ・保健事業と介護予防の一体的取り組み 国保データバンクシステム（KDB）を活用し、フレイルに結びつく可能性のある高齢者などを抽出し、保健事業と介護予防を一体的に実施
基本施策1 ・生活支援体制の強化 基本施策3 ・高齢者の社会参加推進と地域活動の支援	・住民主体による活動の支援 生活支援コーディネーター等による住民主体活動の支援 ・支えあいサービス養成講座 地域住民が主体となって要支援者等の介護予防・生活支援サービスを行う方を対象にした講座を開催
基本施策3 ・高齢者の就労支援の充実	・就労的活動支援体制の構築 就労的活動ができる場所と就労的活動を提供したい方をマッチングし高齢者等の社会参加の促進

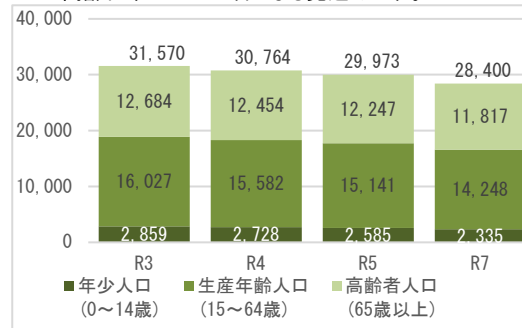
◆虚弱化しても地域で安心して暮らし続けられるまちづくり

関連施策と取組方向	関連事業（概要）
基本施策1 ・医療と介護の連携強化	・在宅医療・介護連携推進事業 「在宅医療連携拠点チームかまいし」の活動支援
基本施策2 ・高齢者の住まい方の充実	・独居高齢者等見守り・傾聴業務 復興公営住宅等の独居高齢者等を中心に、総合相談や見守り訪問・アウトリーチ型の傾聴を定期的に行い、高齢者の生活を支援
基本施策2 ・認知症の早期発見と認知症高齢者を支える体制づくり	・認知症サポーターの養成及びサポーターの活動支援 地域住民や関係機関などに認知症に関する情報等を伝え、認知症の人を理解し見守るサポーターを養成
基本施策2 ・在宅福祉サービスの充実	・介護保険居宅サービスの充実 住み慣れた地域を離れずに生活を続けることができるよう介護保険の居宅サービスを提供 ・老人福祉事業（介護保険制度外サービス） 介護保険制度外サービスの充実 ・高齢者の移動手段の検討 公共交通や他の移動支援策等の状況を勘案しながら継続的に検討 ・住民主体による活動の支援 介護予防・生活支援サービス（サービスB）補助事業を活用し、要支援者等の日常生活を支える住民主体の活動を支援 ・多様な主体による多様なサービスの創出 既存の介護所による既存のサービスに加えて、NPO法人、民間企業、ボランティアなど地域の多様な主体を活用して、要支援者等の日常生活を支える多様なサービスの創出
基本施策4 ・介護人材育成と介護保険事業者への支援	・介護人材確保等事業 介護事業者や関係機関と連携を図り、持続可能で有効な介護人材の確保に努めるとともに、多様な人材の参入、就労後の定着促進、職場環境改善、キャリアアップなど介護人材確保に寄与する取り組みを推進

8. 人口等推計

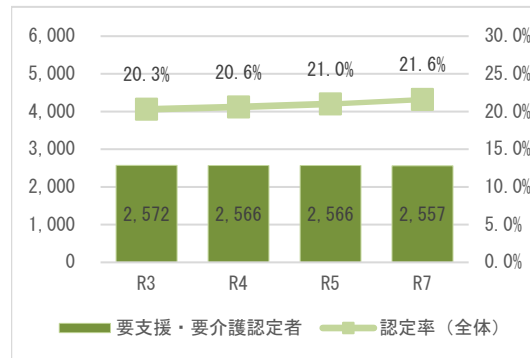
■人口推計（高齢介護福祉課による独自推計）

- 本計画の上位計画である「第六次釜石市総合計画」では、釜石市人口ビジョンによる人口推計の将来展望を示していますが、本計画では、介護保険料の算定にあたり独自推計を行っています。
- 将来人口は、減少傾向で推移し令和5（2023）年には29,973人、令和7（2025）年には令和3（2021）年から約3,200人減少し、28,400人と見込んでいます。
- 高齢者人口も減少し令和5（2023）年には12,247人、令和7（2025）年には11,817人となりますが、人口減少も続くため高齢化率は41.0%台となる見込みです。



■要支援・要介護認定者数の推計

- 要支援・要介護認定者数は、令和3（2021）年度は2,572人、令和5（2023）年度は2,566人、令和7（2025）年度は2,557人と緩やかに減少する見込みですが、高齢者数の減少幅の方が大きいと見込み、認定率は増加する見込みです。



9. 第1号被保険者の介護保険料

- 第1号被保険者（65歳以上）の介護保険料は、各保険者（市町村）が、計画の策定を通じて、3年ごとに算定・見直しを行います。
- 65歳以上の方の介護保険料は、市町村の介護サービス費用がまかなえるよう算出された「基準額」をもとに決まります。

$$\frac{\text{釜石市で必要な介護サービスの総費用} \times \text{65歳以上の方の負担分(23\%)}}{\text{釜石市に住む65歳以上の方の人数}} = \text{基準額(年額)}$$

第7期(平成30年度～令和2年度)

現行保険料 月額標準額 5,329円

現行の事業量を基に令和3年度～令和5年度の給付費等を算定

- 保険料を賄う第1号被保険者（65歳以上）の減少
- 受給者1人あたり給付費の増加
- 介護報酬の改定
- 計画期間中における新設の基盤整備
認知症対応型共同生活介護2ユニット(定員9人×2)

保険料の増額を抑制するため、介護給付費準備基金を繰入れ

○介護給付費準備基金取崩額 213,300千円



第8期(令和3年度～令和5年度)

保険料基準月額 5,329円/月(第7期と同額)

